

令和8年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和8年4月23日(木) 10:00~11:03

TKP エルガーラホール7階 中ホール

2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、梅山委員、乙津委員、茅嵩委員、田中委員、福田委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 吉田局長
伊勢川理事
田畑まつり振興部長
矢口屋台課長
縣屋台振興係長
保健医療局 平野食品安全推進課長
住宅都市みどり局 小山みどり運営課長
道路下水道局 黒木路政課長
博多区 渡邊管理調整課長
中央区 橋詰管理調整課長

3 議題

- (1) 会議の公開について
(その他) 宣誓について
- (2) 屋台の魅力向上の取組について
- (3) 第6回公募について
 - ① 募集区画・募集方法
 - ② 審査方法
 - ③ スケジュール
- (4) 審査部会の委員について

4 議事

(事務局)

経済観光文化局長の吉田でございます。

令和8年度第1回福岡市屋台選定委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

2013年に条例を制定して2016年に屋台営業者の公募を開始し、早いもので10年が経過しました。

その間ずっと、屋台の魅力を支えていただいていた方々に加えまして、新たな屋台も誕生しております。福岡独自の観光資源として魅力に磨きがかかり、また、屋台に対するイメージも大きく向上しました。福岡のまちに欠かせない存在になったと感じております。心より感謝申し上げます。

さて、本日は、6回目となる公募を中心にご議論いただく予定です。

公募への関心はますます高まっており、前回は、応募倍率が10倍を超えました。のちほど事務局が説明しますが、今回は、20を超える募集区画を提案させていただきたいと考えてます。魅力的な応募者がどんどん出てくることを期待しているところです。

委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけすることと存じますが、福岡のまちに賑わいや活力を創りだせるように、引き続き、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(1)会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議題1「会議の公開について」です。

本日の議事は、いずれも個人情報を含んだ議論にならないと思われまますので、全て公開で進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

－ 委員から異議なし －

それでは、本日の会議は全て公開で進めます。

(その他) 宣誓について

(委員長)

続きまして、「宣誓について」です。

本日の会議では、第6回公募について議論していただく予定です。

公募では、選定委員会が応募者の審査を行うこととなりますが、職務上、知り得た情報を漏らす、あるいは、公平な審査を行うため、審査する側である私たち屋台選定委員が、審査される側である応募者と接触するようなことがあれば、審査の公平性を欠くことになりかねません。

従いまして、職務上、知り得た情報を漏らさないこと、また、公募への応募者と接触しないことを、今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－ 委員から異議なし －

ありがとうございます。

それでは、事務局がお配りする宣誓書への署名をお願いします。なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名していただいております。

(2) 屋台の魅力向上の取組について

(委員長)

それでは、「屋台の魅力向上の取組について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

屋台課長の矢口でございます。

「屋台の魅力向上の取組について」ご報告いたします。右上に資料1と記載している資料をご覧ください。

4点掲載しておりますが、いずれも、昨年10月の会議以降に実施した取り組みとなります。

1点目は「長浜屋台お魚フェア」です。

このイベントは、令和6年11月に、長浜鮮魚市場に魚食普及推進施設うおざが開業したこと、そして昨年、長浜に第5回公募屋台がオープンしたことを踏まえて企画したものでございまして、長浜エリアの特徴である屋台屋台街と長浜鮮魚市場の魅力を広く知っていただき、長浜エリアの賑わい創出や回遊性の向上を目的に実施しました。

具体的には、「市場の新鮮な魚の魅力を知っていただくため、うおざから仕入れた魚を使用したメニューを屋台で提供」、「うおざを利用された方に、屋台街にも足を運んでいただくため、うおざの利用者に期間限定グッズの引換券を配布し、長浜屋台での飲食後にプレゼント」という2点を軸としたイベントとしました。

市の広報媒体だけでなく、屋台営業者自身のSNSでもイベントの告知を行い、日ごろ屋台に行かない方の来客や、うおざに初めて足を運んだという方も見られ、一定の効果があつたものと考えております。

2点目は「屋台の営業環境のPR」です。

福岡市では、屋台営業のための水道栓を設置し、衛生的な環境を整えております。そこで、資料に掲載しているステッカーを水道栓に貼り付け、昼間、天神などの歩道を歩く市民や観光客にアピールすることで、屋台に対して安心感を持っていただくとともに、更なるイメージアップを図ります。

続きまして、資料の右側をご覧ください。

3点目は「よかなび屋台特集記事」です。

「子連れも楽しめる！やさしい福岡の屋台」という記事は、ご家族で福岡に来られる旅行者をターゲットに、屋台の暖簾をくぐる敷居を下げるための情報を発信したいと考え、企画したものです。

記事の中では、小学生以下のお子様とご一緒の場合、看板メニューを無料でプレゼントするというサービスを実施している屋台の紹介も行っておりまして、市民の皆様にも屋台に足を運んでいただくきっかけとなることも期待しています。

最後に、「屋台のLINE公式アカウントの利便性向上」です。

屋台のLINE公式アカウントには、利用者の質問に答えて、おすすめ屋台を紹介してくれるAIおいちゃんというチャットボットを搭載しております。これをパワーアップさせたものが、今回の取組です。

内容としては、アカウント内に蓄積されている検索履歴などの利用データを AI おいちゃんが分析して、利用者の好みに合った屋台情報を、自動的に配信する実証実験となっておりまして、3月から開始しました。配信頻度は、2週間に1度・月に1度・2カ月に1度の中から選んでいただき、アカウントの利用者に、継続的に屋台情報に触れてもらうことで、屋台への関心や利用促進につなげてまいりたいと考えております。

実証は9月までです。8月頃に利用者アンケートをとって、情報配信の必要性などを検証し、10月以降の対応を検討したいと思っております。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長)

ただいま、屋台の魅力向上の取組について報告がございました。

こちらは何かを決定する内容ではありませんが、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

－ 委員から意見・質問なし －

では、ご質問等がないようですので、「屋台の魅力向上の取組について」は、以上としまして、次の議事に移ります。

(3) 第6回公募について

(委員長)

次は、議題2「第6回公募について」です。

議題2は、①から③までありますので、ひとつずつ審議していただくことにします。

まず、①募集区画・募集方法について、事務局から説明をお願いします。

① 募集区画・募集方法

(事務局)

それでは、資料の右上に、資料2と記載がある資料をご覧ください。

まず、募集区画でございますが、今回の公募では、23区画において、令和9年4月1日以降に、屋台を営業していただく方を募集したいと考えております。

23区画の位置情報は、地図に記載のとおりですが、今回の募集区画は、大きく2つに分けられます。

1つは、赤丸で表記している区画で、合計18区画あります。これは、第1回公募屋台の営業区画です。来年の3月末で10年の営業が満了するため、募集区画にしたいと考えております。そしてもう1つは、緑色の丸で表記しておりますが、廃業により生じた5つの空き区画です。

下の点線の枠の中に、屋台の区画の考え方を3点記載しております。

いずれも、第1回公募から変わらぬ考えでございますが、今回の募集区画につきましても、事前に、地域住民の皆様や県警と協議を行い、すべて満たしていることを確認しております。

次に、空き区画の数とも関連しますので、2年前の第5回公募開始時点からの屋台軒数の推移を説明します。

第5回公募の開始時点では、福岡市内で営業中の屋台は101軒、うち39軒が公募屋台という状況でした。その後、第5回公募を経て、6軒の屋台が誕生しました。一方で、廃業した屋台は、昨年の会議での報告から2軒増え、7軒となりました。以上の結果、本年4月1日時点では、市内で営業中の屋台は100軒、うち43軒が公募屋台という状況となりました。

下に、屋台7軒の廃業理由を記載しております。

7軒中5軒は、屋台基本条例の制定以前から営業していた屋台です。廃業理由は、営業者の死亡が2軒、体調不良や高齢が3軒となっております。残る2軒は、いずれも第4回公募の屋台です。廃業理由は、昨年の会議でもご報告したとおり、日々の営業の大変さが想像を超え、体力的に継続困難となったというものが1軒、そしてもう1軒は、従業員の確保が難しいとの理由で営業期間の延長を希望せず、更新審査を受けなかったため、先月末で営業終了となったものです。

次に、下の点線の枠の中をご覧ください。7軒の屋台が廃業しましたが、募集区画とする空き区画は5軒となっておりますので、この差を説明します。

1軒は、国道で営業していた屋台の廃業です。福岡市の道路ではありませんので、候補から外れました。もう1軒は、民間のビルから敷地を借りて営業していた屋台が、ビル側の都合により、敷地を借りることが困難となったため、空き区画に移転することとなったものです。

以上が、募集区画の説明でございますが、参考までに、資料の右下に、公募を開始した平成28年度以降の屋台軒数の推移を示したグラフと、前回までの公募の実績を掲載しておりますので、のちほどご参照ください。

続いて、募集方法ですが、これは前回までと同じです。

地図にも掲載しているとおり、23区画を6つの地区に分けて募集します。応募者は、複数の地区を希望することを可能とし、審査の成績が上位の方の希望を優先して営業地区を決定します。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございます。

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

確認のためのお尋ねです。先ほど7軒の廃業があるというのは分かりましたが、第1回公募が28区画募集していたということで、今回の23区画との差について教えていただけますでしょうか。

(事務局)

資料2の右下の「過去の公募実績」をご覧ください。

第1回公募で28軒募集をさせていただきましたが、結果的に当初の営業者数が23人となっております。この5軒の差が、第2回以降の公募の募集区画となり、また、一部ではありますが、公募屋台の廃業も出てまいりまして、その後の公募の募集区画になるなどしていった結果、今回の募集は23区画となったという経過でございます。

(委員)

当時5軒の差があつて、第2回公募以降も一部廃業があつたということですが、現在資料で示されている6地区全体で、減少数は均等なのか、特定の地区に集中しているのか、その傾向を教えてください。よろしく申し上げます。

(事務局)

第1回公募時は28区画募集しましたが、主に長浜地区において営業開始に至らなかった区画がございました。ただし、第4回公募において長浜地区もすべて営業者が決まりました。

長浜地区ではそういった状況がございましたが、特定地区に集中して廃業が発生したという事実はございません。

(委員長)

他に何かありますか。ご質問等がないようですので、募集区画・方法は資料2の記載のとおりということで、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

ありがとうございます。

それでは、資料2の記載のとおりとします。

② 審査方法

(委員長)

続きまして、②審査方法について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、右上に資料3、資料4と記載している2枚の資料で説明します。資料3をご覧ください。

まず、審査の流れですが、これは前回と同じです。

1次審査では、営業ルールなどの知識の程度を確認するため、筆記試験を行います。そして、1次審査の通過者に、屋台の営業計画を策定・提出していただき、2次審査として書類審査と面接審査を行います。

ここで、資料の右側をご覧ください。

これまでの公募と同じく、審査部会を組織し、2次審査をお願いしたいと思います。審査部会の委員につきましては、このあと議題3にて審議をお願いします。

審査の流れにお戻りください。

審査部会による2次審査の結果がまとまりましたら、選定委員会にて、営業候補者を選定していただきます。

1次審査及び2次審査の審査項目及び配点表は、資料4に記載しておりますので、ご覧ください。

1次審査は前回と同じ内容です。一方、2次審査では、一部見直しをさせていただきたいと考えておりますので、このあと、項目ごとに説明させていただきます。

資料3にお戻りください。

以上のとおり、審査の流れは前回と同じですが、審査の中身については、前回までの公募の結果や、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、見直しをさせていただきたいと考えております。

2の1次審査に係る見直しをご覧ください。（1）合否ボーダーラインの見直しについてです。

ボーダーラインですが、第3回公募から、1次審査を実施する前に、あらかじめ決めていただいております。理由としては、1次審査通過者を決めるための会議の開催を控えることで効率化し、応募者が、営業計画の策定期間を長く確保できるようにするためです。

ボーダーラインの内容は、前回までは平均点の8割以上を得点できており、かつ、募集区画数の1.5倍までとし、例外として、受験者数などに応じ、正副委員長協議で調整可能としておりました。しかし今回から、募集区画数の3倍へと引き上げたいと考えております。

ここで、過去のボーダーラインをまとめた、下の表をご覧ください。

第4回と第5回公募では、募集区画数に対して受験者が多くなり、それに伴ってボーダーラインを調整しました。過去2回の応募状況を踏まえますと、従来のボーダーラインのままでは、今回も、正副委員長協議による調整が発生すると思われます。そこであらかじめ、第4回公募の実績と同じ、募集区画数の3倍へと引き上げておくものです。

参考までに、今回の募集区画数は23区画です。3倍までとなりますと、最大で69人が1次審査通過者となる見込みです。

続いて、（2）誰もがチャレンジしやすい公募に向けた見直しについてです。

第2回公募の実施後、選定委員会における振り返りの際のご意見ですが、「外国人にとって、日本語の書類が高い壁となるため、意欲や能力のある営業者の確保に向けて、言語面での工夫を検討してほしい」とのご意見がありました。そこで第3回公募から、90分の制限時間がある筆記試験の問題には、すべてふりがなを付記する対応を行ってまいりました。

しかし、その後の状況として、外国人の応募が増えたなどの変化はございません。また、屋台で従業員として働く外国人の事例ですが、第4回公募に応募されましたが、ふりがなを付記していても、制限時間には間に合わずに、1次審査を通過できず、さらに、第5回公募への応募をあきらめたことが、屋台組合を通じて分かりました。

このような過去3回の公募の状況から、ふりがなの付記では効果が不十分であったと判断し、さらなる工夫として、今回から、応募者が希望する言語に翻訳した問題を用意したいと考えております。

欄外に※印で記載しておりますが、問題は日本語のものと同じ内容です。そのため、応募者によって難易度が変わることはありません。また、希望言語への対応は、短い制限時間がある筆記試験のみとし、そのほかの公募に関する書類は、これまでどおり、日本語のみとしたいと思います。

続いて、右側の「3 2次審査に係る見直し」をご覧ください。

(1) より優れた人材を確保しやすくするための見直しについてです

前回の公募では、応募倍率が10倍を超えました。そして、今回の募集区画は、前回の6区画に対し、23区画です。そのため、応募者数がかかなり多くなると思われます。多くの応募の中から、より優れた人材を選定できるように、過去の審査部会からのご意見を踏まえ、2点の見直しを実施したいと思います。

1つは、取組の実現性です。

前回公募の審査のあと、審査部会の皆様から、応募倍率が高まっている中、優れた人材を適切に選定するためには、営業計画に書かれた取組の内容の良さと、実現性の高さの両方を、しっかりと評価できることが重要というご意見、営業計画の取組の内容は良くとも、実現できなければ不適切であるため、取組の実現性を担保しやすい工夫がほしいというご意見をいただきました。

そこで今回から、応募者の創意工夫が反映される屋台の魅力や質の向上の取組と、地域貢献の取組については、それが実現可能であることの根拠、たとえば、資格を持っている、技能を持っている、類似した取り組みを実施したことがあるなどを説明していただく資料の提出を求めたいと思います。これにより、計画の企画力だけでなく、実現力も踏まえた評価をしやすくし、優れた人材を選定できるようにしたいと思います。

ここで、資料4の2次審査の審査項目・配点表をご覧ください。

この見直しに合わせて、審査項目・配点表にも「実現性」という言葉を明記し、応募者に周知いたします。

次に、②屋台の営業力、持続性についてです。

ここで、資料4の2次審査の審査項目・配点表の③総合評価の欄も合わせてご覧ください。③総合評価の欄の2点目に、計画の具現性（技能等）と記載がございます。

この項目では、応募者が作成した営業計画全般を具現化できるかどうかという点について、「明確な理念、コンセプトを持ちながら、日々屋台を営業できるか」、「最長で10年、屋台を持続させることが可能であるか」という視点で、面接を通じて総合的に審査してきました。しかし、「技能等」という表記では、そのことが応募者に伝わらないのではないかとのご意見を、前回公募の審査の際に、審査部会からいただきました。

そこで、「技能等」という表記を「屋台の営業力、持続性」に見直したいと思います。

公募を開始しましたら、応募予定者に向けた説明会を開催します。その際、市が屋台営業者に求める能力として周知し、優れた人材からの応募へと繋げたいと思います。

そして最後が、(2) 公募屋台の遵法意識の維持・向上のための見直しについてです。資料4の2次審査の審査項目・配点表も合わせてご覧ください。

内容①ですが、面接審査の法令遵守の配点を20点から30点へ見直したいと思えます。

理由は2つあります。

1つは、昨年度の更新審査において、違反による追加審査が2件発生しまして、審査部会から、遵法意識の高い営業者を確保するため、今後の公募では、より適切な審査が必要とのご意見をいただいたことです。

そしてもう1つですが、屋台存続のためには、ルールを守ることが最も重要だと再確認できたことです。先ほど募集区画の議事で説明したとおり、地域住民の皆様と協議を行いました。その際、地域住民の皆様から、「屋台はルールを守るようになった。だから公募は問題ない。」と言われました。警察からも同様のことを言われておりまして、屋台存続のためには、ルールを守ることが大事だということを再確認できました。

そこで今回から、法令遵守に関する配点を引き上げ、遵法意識の高い人材の確保につなげてまいります。

続いて②です。現在屋台営業中の方から応募があった場合、その方が、令和7年度までに受けた文書指導の状況について、面接で質疑していただきたいと思えます。

今後、10年の営業を満了する屋台が2年ごとに発生します。中には、屋台を続けるために、再び公募に応募する方もいらっしゃると思えますが、屋台はルールを守ることが大前提です。文書指導を受けた方が公募に応募するのであれば、なぜ違反をしたのか、厳しく確認する必要がありますので、面接での質疑をお願いします。

ただし、欄外に※印で記載しておりますが、営業開始から3年目と5年目の公募屋台に実施する更新審査において質疑した文書指導については、すでに再発防止に向けた考え方を確認しております。そのため、今回の面接での質疑の対象外としております。

審査方法の説明は以上です。よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございます。

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

1次審査のうち、筆記試験を受けるときについてですが、自動車の運転免許を取る時に教本がありますが、同じような資料があるのでしょうか。

(事務局)

募集要項に、屋台の営業ルールに関する参考資料を添付させていただきます。

筆記試験の問題は、その中から出題することとしておりまして、応募者の皆様には、あらかじめ参考資料の内容を勉強していただき、筆記試験を受けていただくという仕組みとさせていただきます。

(委員)

資料3の左下の、応募者の希望言語に翻訳した試験問題を用意というところについて、第2次審査については日本語という話だったと思えます。間口を開くという趣旨としては、それでよろしいと思えます。

確認として、当該言語で1次を通っても、第2次審査は日本語でやるとなると、結局またハードルが高いということにならないのか。あるいは、下げすぎると、実際の運営上で非常に厳しい状況が想定されることからこのような形に落ち着いたのか。そこを教えてください。お願いします。

(事務局)

2次審査は日本語でしっかりとやっていただく必要があると考えております。

理由としましては、屋台の適正な営業状況について、日々、区役所が巡回して確認しております。その際は日本語でのやり取りになりますので、日本語で会話ができることは非常に重要になると考えております。

また、前提として、2次審査に臨むにあたっては、営業計画書を作成していただきますが、1か月の期間を設けます。筆記試験のような短い時間制限ではございません。その間、ご家族やご友人などの助力を得ながら作成することもできますし、場合によっては内容を代筆してもらうこともあるかと考えております。

さらに、翻訳の範囲を広げて応募書類全体を希望言語に対応するとしますと、応募者の書類を翻訳する作業が発生し、審査スケジュールが長くなり、他の応募者にも大きな影響を与えることとなります。

今申し上げた点を総合的に踏まえまして、筆記試験のみ希望言語対応とする提案をさせていただきます。

(委員)

もう一点、資料3の3(2)について、遵法意識の維持・向上のための見直しについてですが、この方針自体は非常に重要だと理解しております。

確認ですが、令和7年度までの文書指導の状況についても面接で確認することになりますが、先ほど、かなり前のものについては除外するといった説明がありました。とはいえ、ルールを変更することによって、直近で指導を受けた方が不利になるということにならないか危惧しています。

例えば、次の公募の際に何らかのペナルティーになるのか。あるいは、状況を確認して、なぜそうなったのか、どう気をつけるのかという話ができるなら良いと思います。今回の変更によって、影響を受ける屋台があるのかについて教えてください。

(事務局)

文書指導を受けた事実があることだけをもって、評価を行うのは非常に厳しいと思っております。

面接での質疑の材料としていただき、なぜ違反が起きたのか、どう再発防止するのか、更新審査と同様の視点で質疑をしていただき、応募者が今後しっかりルールを守っていく意識の高さなどを確認した上で、評価をお願いしたいと考えております。

文書指導があったという事実だけで、直ちに評価が上がらなくなるということは考えておりません。

(委員)

ありがとうございました。

反対意見ではなく、ルール変更した瞬間に、不利な状況が生まれるのではないかという点を心配して質問いたしました。今の説明でよく分かりました。

(委員)

2点ございます。

まず、資料3の2(2)の言語に関することについてですが、門戸を広げたいという点については賛同いたします。

一方で、営業を行うにあたっては、営業時間中のコミュニケーションのほか、仕入れ調達に関する請求書の確認、人材の採用、経理処理、各種報告など、一定の日本語での対応力が必要だと思います。そうした点について、語学力があるのか、あるいはサポートする方がいるのかも含めて、確認できる仕組みがあればよいと思います。質問というより意見です。

2点目として、資料3の3(1)①の「取組の実現性」についてです。面接審査を行うにあたり、実績の有無があればわかりやすく、また、面接で説明が論理的で根拠のある説明をされるどうかで判断できると思います。

一方、地域貢献の取組については、地域のボランティア活動に参加するなど、できることが限られており、どの程度達成されているかを測ることや判断基準が難しい点もあります。地域貢献の新たな形などについて、ぜひご紹介などをしていただいて、いろいろな形で地域とのコミュニケーション、貢献を深めていただきたいと思います。

(事務局)

1点目についてですが、営業計画書には、どのような体制で屋台を運営する考えかについて、営業スケジュールや体制表も提出していただきます。その中に、サポートするスタッフについても記載が可能ですし、記載されたスタッフが言語面でのサポート可能な方かどうかについて、面接を通じて確認することも可能かと思えます。

2点目のご意見については、先ほど説明会を開催するという話をしましたが、例えば、説明会の場で、過去の地域貢献の提案事例などを紹介することも考えられます。ただし、紹介しすぎると、応募者が計画する取組が同じような内容のものばかりになってしまう可能性もあります。いずれにせよ、本日いただいたご意見を踏まえ、工夫できることがあるかを検討したいと思います。

(委員)

最近、地震もありました。そういった緊急対応時の言語面での対応が必要になってくると思えます。様々なケースにおける体制が必要になってくるという点についても、応募者には周知していただきたいと思います。

以上です。

(委員)

希望言語について、先ほど、受験者向けの参考資料があるとの説明がありましたが、それについて複数言語対応の配慮は検討されていないのでしょうか。

(事務局)

翻訳の必要性は、応募があって初めて分かるものがございますので、参考資料については日本語のみとしています。前提として、筆記試験を実施するまで、ご家族のフォローも受けるなどしながら勉強する時間は確保されています。

これまでのふりがな付記の試験問題では、短い時間制限の中では問題を読み切れない方がいて、知識の程度を確認することができないという事例に対応するため、今回、筆記試験のみ希望言語対応としたものです。そのようにご理解いただければと思います。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他はいかがでしょうか。ご質問等がないようですので、審査方法は資料3及び4の記載のとおり、今回出された意見については今後事務局にて引き続き検討するというところで、よろしいでしょうか。

－ 委員から異議なし －

(委員長)

ありがとうございます。

審査方法については、資料3及び4の記載のとおりとします。

③ スケジュール

(委員長)

続きまして、③スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料の右上に、資料5と記載がある資料をご覧ください。

第6回公募のスケジュールについて説明いたします。

本日の会議でご審議いただいた募集区画や審査方法などに基づき、速やかに第6回公募を開始したいと考えております。

営業開始までの想定スケジュールを記載しておりますが、まず、募集期間については、4月下旬から6月上旬までを考えております。

下のスケジュール表の5月の欄に記載しておりますが、募集期間の半ばに、公募説明会を開催したいと考えております。

内容としましては、現営業者から屋台営業のやりがいや大変さなどを語っていただく初心者向けの説明会と、応募方法や審査の手順など、公募の手続きに関する説明会の二本立てを考えております。

次に、募集締切後から11月までを選考期間としております。

7月上旬に1次審査を実施します。その後、8月上旬までの約1カ月間で、1次審査の通過者に2次審査書類を作成していただき、8月下旬から11月上旬にかけて、審査部会の皆様に、書類審査と面接審査を実施していただきたいと考えております。

そして、12月上旬に屋台選定委員会を開催させていただき、審査部会による審査結果を踏まえ、屋台営業候補者の選定をお願いします。市としましては、その後速やかに、営業候補者を決定したいと考えております。

最後に、令和9年4月から5月までの間に屋台営業を開始していただけるように、営業候補者の準備をしっかりと支援してまいります。

スケジュールの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長)

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

ご質問等がないようですので、スケジュールは資料5の記載のとおりということで、よろしいでしょうか。

－ 委員から意見・質問なし －

ありがとうございます。

それでは、議題2「第6回公募について」は以上としまして、次の議事に移ります。

(4) 審査部会の委員について

(委員長)

議題3「審査部会の委員について」です。

屋台選定委員会の運営要領によりますと、委員長が審査部会の委員を指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

審査部会の委員でございますが、昨年度と同様に、梅山委員、乙津委員、八尋委員、于委員、そしてわたくし、森田の5名で構成したいと考えております。

市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場において、全般的、総合的な評価をいただきたいと思っております。

同様に、福岡市食品衛生協会会長の阿部委員におかれましても、市議会議員でもございますので、選定委員会の場において、全般的、総合的な評価をいただきたいと思っております。

また、茅畷委員におかれましても、福岡市自治協議会等7区会長会を代表されて、委員にご就任いただいておりますので、選定委員会の場において、全般的、総合的な評価をいただきたいと思っております。

「審査部会の委員について」は、以上のとおりとさせていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

－ 委員から異議なし －

ありがとうございます。

続きまして、屋台選定委員会の運営要領によりますと、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるとされておりますので、本日この場で、部会長、副部会長を選任しておきたいと思っておりますが、部会委員のどなたか、ご推薦はございますか。なければ、私からご提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

－ 委員から異議なし －

ありがとうございます。

それでは、部会長を八尋委員、副部会長を乙津委員に、お引き受けいただきたいと思
います。議題3について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

－ 委員から異議なし －

ご質問等がないようですので、議題3は以上とします。

本日予定されていた議事は以上となりますが、これまでの議論を含めて、何かご質
問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

この審査方法についてですが、今回、面接審査において、配点が関係法令重視の審査
の取組の方に重点を置かれて、30点に変えていただいたということについては、我々
としてはありがたいと思っています。

もともと行政が行っていた衛生管理については、食品衛生協会において「食品衛生指
導員」の養成も行っておりますが、現在、我が食品衛生協会の加入率は非常に下がって
います。もともとは互助会のようなイメージで、お互いがお互いを監視して、衛生管理
に努めるという体制でしたが、現在は加入率が低いために、未加入の店舗への指導が行
いにくくなっている状況です。

しかしながら、観光資源という位置づけの屋台に関しては、行政が特別扱いしている
という声も、会員の方から確かに出ております。協会に加入している屋台と、加入して
いない屋台がありますが、屋台が観光資源であることは、福岡市議会議員としても間違
いないと思っています。屋台だけを特別扱いするのではなく、屋台も食を扱う業種であ
るということを、他の業種にも目を向けながら考えていただきたい。管理・監視を行
い、観光資源として、福岡市全体の食を高揚させていただきたいというのが私の意見で
す。

我々市議会議員の提案により、「ふくおかさん家のうまかもん条例」を制定しており
ますので、そういった点をもっと屋台の方にも反映していく、そういう姿勢を福岡市に
は持っていただきたいということを、最後に申し上げさせていただきます。

(事務局)

ご指摘のとおり、屋台も飲食店でございます。食の衛生という部分については、屋台
営業者の皆さんにしっかり重視していただかなければならない点であり、選定の場だけ
ではなく、合格後も講習会などを通じて周知してまいりたいと思います。

(委員)

屋台マップを見させていただいたところ、現在100軒ぐらいある屋台の中で、キャッ
シュレスの店は非常に多くなったと感じる一方で、クレジットカード対応店が若
干少ないように見受けられます。イメージとしては海外のお客様も多くなってきた中
で、クレジットカード利用を希望されるお客様も多いと考えます。

例えば、屋台営業者や屋台の組合のご意見、利用者の声を反映させるような、仕組みが存在するのか。また、今後、例えば、屋台選定の基準に設ける、クレジットカードの活用促進を行う等の取組を行うお考えがあるものか、教えてください。

(事務局)

公募実施にあたっては、毎回、屋台組合のお話を事前に伺っております。屋台の実態を把握しておかなければ、適切な選定につながらないところもあると思いますので、選定委員の皆様からいただいたご意見、キャッシュレス、特にクレジットカードに関するご意見についても、事務局から屋台側に伝え、現状や考え方を聞くことはできると考えています。そうしたやり取りを通じて、今後の選定基準に反映させることも考えられると思います。

(委員)

ありがとうございます。

いろいろな関係者とコミュニケーションを取ることで、福岡市の屋台が市民や来訪者に愛されるツールであることは、非常に重要だと感じています。

屋台基本条例も10年という節目を迎え、新しいフェーズに入っていく中で、屋台のある地域の方々が「ルールを守るようになって良くなった」という意見が出ていることは、とても大事なことだと思っています。

地域の方々の理解がなければ屋台営業は成り立たず、福岡市が堂々と屋台を観光のツールとして使うこともできません。そうした理解を深めながら、共存共栄を続けていく姿勢を、今後も継続していただきたいと思っています。

(委員長)

補足ですが、資料4に記載のある書類審査及び面接審査において、キャッシュレス決済についても審査項目に含んでいますので、審査の過程で確認することが可能です。

ほかに、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

今回第1回公募屋台の卒業生が生まれて、当初は低コストで開業できるメリットを魅力に感じた方も多かったのではないかと思います。公募を重ねるごとに、質が高い屋台営業者が増えていると感じます。

今後、この卒業生の方がどのようなところで活躍されたかを追って、その情報を公開していくと、今営業されている方の夢も広がりますし、いろんな事例ができるかと思えますので、ぜひご検討いただけたらと思います。お願いします。

(委員長)

ほかに、ご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

— 委員から意見・質問なし —

他にないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。